

# 大分県報

令和元年  
第一三〇号  
六月十八日

（火曜日）

## 目次

### 監査公表

監査の結果に基づき講じた措置の公表……………1

### 公告

家畜商講習会の開催……………1

## ○監査公表

### 監査委員公表第641号

平成29年2月24日付け監査第602号の監査結果に関する報告に基づき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和元年6月18日

大分県監査委員	首	藤	博	文
大分県監査委員	長	野	恭	子
大分県監査委員	三	浦	正	臣
大分県監査委員	小	嶋	秀	行

1 平成28年度行政監査の結果（平成29年2月24日付け監査第602号）に基づく措置

(1) 概要 「措置済」1件

(2) 措置の状況

県有施設の安全・安心（施設管理の在り方）に係る措置の状況（平成31年3月31日現在）

項目	監査の結果（要旨）	監査対象機関 「監査対象施設」	措置の概要
5 指定管理施			

設における管理責任の明確化

(3) 管理物件の修繕に係る責任分担に係る問題点

（現状）  
ガインドラインでは、管理物件の修繕について指定管理者が負担する場合は、1件当たりの上限額と各年度の負担総額の上限額を協定書に明示することとされているが、各年度の負担総額の上限額について、明示されていなかった。

観光・地域振興課  
【観光政策課】  
「別府コンベンションセンター」

平成31年度からの次期指定管理更新時に、上限額を明示することとした。  
【措置済】

（注）1 「監査対象機関」欄の【 】内は、平成31年4月26日の組織改編後の監査対象施設管理機関である。

2 前回（平成30年5月18日）の公表において「措置済」としたものは、今回の公表対象に含めていない。

## ○公告

家畜商法（昭和二十四年法律第二百八号）第四条の二第一項の規定により、同法第三条第二項第一号に規定する家畜商講習会を次のとおり開催する。

令和元年六月十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 講習会の目的

家畜の取引の業務に関する必要な知識の修得

二 講習会の対象者

家畜の取引の業務に従事するため、家畜商の免許を受けようとする者

三 講習会の日時及び場所

1 日時 令和元年九月十七日 午前八時五十分から午後五時まで  
令和元年九月十八日 午前九時から午後五時十五分まで

なお、受付時間は、両日とも午前八時四十分から午前八時五十分までとする。

2 場所 大分市大手町三丁目一番一号 大分県庁舎本館八階八一会議室

四 講習の方法

令和元年六月十八日

大分県報（監査公表・公告）

1

講習内容	講習時間
家畜の取引に関する法令 家畜の品種及び特徴 家畜の悪癖、機能障害及び疾病	四 四 六

五 受講手続及び受付期間

県振興局に備付けの受講申請書に、講習手数料として三千三百円の大分県収入証紙と写真を貼り付け、令和元年八月二十三日までに申請者の住所を管轄する県振興局農山（漁）村振興部に申し込むこと。ただし、県外に住所を有する者にあつては、県中部振興局農山漁村振興部（大分市府内町三丁目十番一号）に申し込むこと。

六 講習会修了証明書の交付

講習を修了した者には、講習会修了後一箇月以内に講習会修了証明書を交付する。

七 携行品

1 筆記用具

2 家畜商講習会テキスト（当日、会場であつせんする。）

八 その他

講習会について不明な事項がある場合は、最寄りの県振興局農山（漁）村振興部に問い合わせること。